

統計法に基づく
基幹統計調査

都道府県
番号

事業所一連番号

賃金構造基本統計調査

票 人 個

(平成 年6月分)
厚生労働省



鳴謝附

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に
らしたりすることはありません。

枚目

[illegible]

②の調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
③の調査の実施については、特に必要がある場合には、資料の提出をお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。